

# 市民参加実施予定シート

**予 定**  
令和3年4月1日時点

担当課( 社会福祉課 )

## 1 市民参加の手續 実施予定について

タイトル	<b>障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現のための基本計画と具体的な目標を定める計画の策定</b>	市が考える市民等への影響	<メリット> ・障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現へ向けた計画の策定を検討する。 <デメリット> ・特になし。
正式名称	第6次流山市障害者計画・第6期流山市障害福祉計画・第2期流山市障害児福祉計画		
概要	「第6次障害者計画」については、障害者基本法第11条を根拠とするもので、計画令和3年度から令和8年度を計画期間とし、障害者施策全般に関する「基本計画」として策定します。 「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」については、「第6次障害者計画」を推進するための「実施計画」として策定するもので、それぞれ、障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20を根拠とし、「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」の2つの計画を一体的な計画として策定し、サービスの提供体制の確保や推進のための取組を定めるとともに、障害福祉サービス及び障害児通所支援等に必要な供給量を見込むことを目的としています。		

### (1)市民参加の対象事項について

市民参加の対象事項に該当するもの (条例第5条第1項及び第4項)	市民参加の手續を実施しないもの (第5条第2項の規定)
(1)基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	(1)軽易なもの
(2)行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	(2)緊急に行わなければならないもの
(3)公共施設の設置に係る計画の策定又は変更	(3)法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
(4)市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない詳しい理由
(5)条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更	
第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合	

### (2)市民参加の手法について

市民参加の方法(条例第6条第1項)				
実施方法	実施予定時期	参加が期待される市民等	その他特記事項	左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期(流れ)を選択した理由
複数実施	審議会等	令和2年5月～同年10月の間で4回	審議委員(専門家・公募の市民等)	審議会:専門的な見地からの調査や審議、意見を聴取する必要があると考えたため。 パブリックコメント:素案を広く周知するとともに、素案に対する具体的な意見を聴取できると考えたため。 その他(アンケート):3か年の長期計画であり、より多くの当事者の声を聞き取る必要があると考えたため。 その他(各障害者団体からの意見聴取):関連団体からも意見を聴取する必要があると考えたため。
	パブリックコメント手続	令和2年11月～同年12月	全市民等	
	意見交換会			
	公聴会			
	政策提案制度			
	その他	令和2年9月	流山市身体障害者福祉会他計12団体	
その他	令和元年12月	無作為抽出による障害者1,000人	アンケート調査	

### (3)市民参加のスケジュール(予定)

平成30年度		令和元年度											令和2年度		
4～9月	10月～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4～9月	10月～3月
										←アンケート→				←福祉施策審議会→	
														↔意見聴取 ↔	↔パブリックコメント ↔

## 2 当初予定からの変更履歴

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由
市民参加の手法	令和3年3月2日	(内容)障害者団体からの意見聴取を追加(理由)関連団体に意見聴取し、計画に反映させるため。			